令和6年度第2回一般機械·自動車部品製造業最低賃金専門部会

会議次第

令和6年10月24日(木) 富山労働総合庁舎5階大会議室

開会

議事

- 1 金額等審議
- 2 その他

閉 会

資 料

- No.1 特定専門部会委員名簿
- No. 2 一般機械·自動車部品製造業最低賃金専門部会運営規程
- No. 3 令和6年度特定最低賃金専門部会審議日程

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属 工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

委 員 名 簿

任命年月日:令和6年9月4日

区分	氏 名	現 職
公益代表	◎両角良子	富山大学 経済学部 教授
	○長尾治明	富山国際大学 名誉教授
	たかくら ふみ と 高倉 史人	高岡法科大学 法学部長 教授
労働者代表	くろ かわ とも ゆき 黒 川 智 之	J AM北陸 副書記長
	いがらし たい すけ 五十嵐 泰 祐	不二越労働組合 中央執行副委員長
	ttel 105 pte 林 宏幸	田中精密労働組合 中央執行委員長
使用者代表	でら やま おさむ 寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	畑 永子	株式会社不二越 富山人事部長
	ララ い しゅん fit 筒 井 俊 介	コマツNTC株式会社 執行役員 総務部長

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属 工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営に 関し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令 第163号)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

- 第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、 富山労働局長又は3人以上の専門部会委員(以下「委員」という。)から開催の要請が あったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、 付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなけれ ばならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。 次項においても同じ)を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条 第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含める ものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を部会長に通 知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に 通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。
- 3 専門部会は、審議に際し必要と認める場合は、労働者、使用者その他関係者の意見 を聴取するものとする。

(会議の公開)

- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第6条 会議の議事については、議事録を公開するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、富山地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第8条 専門部会は、富山県特定最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申し 出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の 議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行うものとする。

(付則)

第1条 この規程は、令和6年10月2日から施行する。

特定最低賃金専門部会審議日程

一般機械・自動車部品製造業

	主な審議事項	日時·場所		
第 1 回	 1 部会長、同代理選出 2 専門部会運営規程(案)審議 3 審議運営事項説明 4 審議日程(案)審議 5 労働経済等関係指標説明 6 最低賃金基礎調査結果説明 7 金額審議における留意点説明 8 関係労使の意見聴取 	期日	10月2日(水)	
		審議時間	午前10時から	
	9 金額等審議 ①労使各側の基本的主張 ②金額審議		富山労働総合庁舎 5階大会議室	
	1 金額等審議 2 答申 (審議会令§6⑤適用の場合)		10月24日(木)	
第 2 回			午前10時から	
			富山労働総合庁舎 5階大会議室	
		期日	10月29日(火)	
第 3 回	1 金額等審議 2 答申 (審議会令 § 6⑤適用の場合)		午後2時から	
			富山労働総合庁舎 5階大会議室	
予 備 日		未 定		
	第 5 回 本 審		11月1日(金) 午前10時00分から	

- ※ 委員全員の御都合がつかない場合は、欠席委員が少ない日を選定しております。
- ※ 専門部会3回(+予備)の日程を計画しましたが、途中で結審した場合は次回以降開催いたしません。